

## 令和4年 第8回 栗原市農業委員会総会議事録

令和4年8月29日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和4年 第8回 栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 5 報告第 2号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 6 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 3号 農用地利用集積計画について
- 日程第 9 議案第 4号 農用地利用集積計画変更について
- 日程第10 議案第 5号 非農地証明願について
- 日程第11 議案第 6号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について
- 日程第12 議案第 7号 会長の互選
- 日程第13 議案第 8号 会長職務代理者の互選

### 1 出席委員 (21名)

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 1番 佐々木 栄 夫 委員、    | 2番 佐藤 勝 委員、     |
| 3番 熊谷 ゆり 委員       | 5番 遊佐 一成 委員、    |
| 6番 菅原 勝宏 委員、      | 7番 岩淵 敬一 委員、    |
| 8番 米山 嘉彦 委員、      | 9番 阿部 一信 委員、    |
| 10番 曾根 金雄 委員、     | 11番 三浦 正勝 委員、   |
| 12番 鈴木 和子 委員、     | 13番 芳賀 博秋 委員、   |
| 14番 尾形 陽一郎 委員、    | 15番 高橋 寛 委員、    |
| 16番 狩野 善典 委員、     | 17番 佐々木 耕太郎 委員、 |
| 19番 岩渕 弘 委員、      | 20番 三浦 栄 委員、    |
| 21番 大沢 純香 委員、     | 22番 大場 裕之 委員、   |
| 23番 吉田 優俊 会長職務代理者 |                 |

### 2 欠席委員 (3名)

- |              |
|--------------|
| 4番 佐々木 弘 委員  |
| 18番 高橋 榮一 委員 |
| 24番 鈴木 康則 会長 |

### 3 議事に参与した者

事務局長	小野寺	世 洋
事務局長補佐	小 山	雅 規
農地農政係 主幹兼係長	藤	広 実
農地農政係 主 幹	高 橋	潤
農地農政係 主 幹	大 場	香
農地農政係 主 事	菅 原	佑 太

( 午後1時30分 開会)

#### 議長

ご起立願います。

ご苦勞様です。ご着席願います。

鈴木康則会長には、療養中のところ、今月16日にご逝去されました。

鈴木会長は、旧若柳町農業委員会委員を平成8年7月から平成17年7月まで9年間、同月から平成20年7月までの3年間は栗原市農業委員会委員、同月から平成26年7月までは会長職務代理者を6年間、その後は8年1か月にわたり会長として、栗原市の農業振興に指導的役割を果たされました。

ここに謹んで哀悼の意を表しますとともに、私どもは、引き続き栗原市の農業発展のため、しっかりと務めてまいることをお誓いしたいと思います。

さて、暑い夏とはいえ天気が急変し、ゲリラ豪雨の発生も各地で報告されております。暑さ寒さも彼岸までという言葉がございしますが、皆様におかれましては、引き続き健康にご留意され、活動いただければと存じます。

それでは、只今から、令和4年 第8回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、21名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

欠席の通告があります。

議席4番 佐々木 弘 委員、18番 高橋 榮一 委員 から所用のため欠席する旨の通告がございします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案説明等のため、関係職員を出席させております。

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、会議場の換気をしております。

また、皆様にはマスク着用をお願いいたします。

## 議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、農業委員会会議規則第27条の規定により、議席5番 遊佐 一成 委員、8番 米山 嘉彦 委員 の兩名を指名いたします。

## 議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

## 議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

## 議長

日程第3、事務報告を行います。事務局から報告いたします。

## 小野寺事務局長

議案資料に基づき、令和4年7月28日から令和4年8月29日までに実施の事務事業等の報告並びに、令和4年8月29日から令和4年9月29日までに予定している事務事業等について説明。

## 議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

## 議長

日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番から7番までの7案件、第2区の番号8番から9番までの2案件、合わせて9案件について、事務局から報告いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 1筆 1, 841㎡、  
番号2番は、築館地区の田 2筆 4, 269㎡、  
番号3番は、築館地区の田 7筆 1, 719㎡、いずれも、農地法第3条による賃貸借権解約の3案件、

番号4番は、築館地区の田 1筆 10, 150 m<sup>2</sup>、  
番号5番は、築館地区の田 1筆 7, 319 m<sup>2</sup>、いずれも、基盤法による貸借権解約の2案件、  
番号6番は、高清水地区の田 6筆 11, 421 m<sup>2</sup>、畑 3筆 2, 918 m<sup>2</sup>、合計14, 339 m<sup>2</sup>、  
番号7番は、高清水地区の田 6筆 11, 421 m<sup>2</sup>、畑 3筆 2, 918 m<sup>2</sup>、合計14, 339 m<sup>2</sup>、農地中間管理事業による貸借権解約の2案件、  
第2区の番号8番は、若柳地区の田 1筆 1, 023 m<sup>2</sup>、  
番号9番は、若柳地区の田 3筆 2, 949 m<sup>2</sup>、いずれも、基盤法による貸借権解約の2案件、以上、9案件を説明報告。

### 議長

これで、日程第4、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

### 議長

日程第5、報告第2号、使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。  
第1区の番号1番から3番の3案件、第2区の番号4番から5番の2案件、合わせて5案件について、事務局から報告いたします。

### 事務局

第1区の番号1番は、高清水地区の田 1筆 3, 515 m<sup>2</sup>、農地法3条による使用貸借権解約の1案件、  
番号2番は、高清水地区の畑 1筆 755 m<sup>2</sup>、  
番号3番は、高清水地区の畑 1筆 755 m<sup>2</sup>、農地中間管理事業による使用貸借権解約の2案件、  
第2区の番号4番は、若柳地区の田 1筆 575 m<sup>2</sup>、  
番号5番は、若柳地区の田 43筆 54, 099 m<sup>2</sup>、農地法3条による使用貸借権解約の2案件、以上、5案件を説明報告。

### 議長

これで、日程第5、報告第2号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

### 議長

日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。  
はじめに、第1区の番号1番から番号6番までの6案件、について審議いたします。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 6筆 4, 545㎡、  
番号2番は、築館地区の畑 2筆 3, 441㎡、  
番号3番は、築館地区の畑 1筆 325㎡、  
番号4番は、築館地区の田 8筆 7, 516㎡、いずれも所有権移転売買の4案件、  
番号5番は、築館地区の田 3筆 18, 396㎡、所有権移転贈与の1案件、  
番号6番は、高清水地区の畑 1筆 521㎡、所有権移転売買の1案件、以上、6案件を説明。

## 議長

次に、去る8月22日、議席10番 曾根 金雄 委員、農地利用最適化推進委員の 氏家 優一 推進委員、及び、鎌田 英利 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、氏家 優一 推進委員 から報告願います。

## 氏家 優一 推進委員

事務局説明の6案件について、去る8月22日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

6件の詳細は事務局説明のとおりであり、相手方の要望や経営の合理化、労力不足による売買や贈与するものであり、審査基準である全部効率要件や地域調和要件を勘案しますと特に問題ないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号7番から9番までの3案件について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号7番は、若柳地区の田 1筆 720㎡、所有権移転売買の1案件、  
番号8番は、志波姫地区の畑 1筆 12㎡、

番号9番は、志波姫地区の田 1筆 1, 789㎡、いずれも所有権移転贈与の2案件、以上、3案件を説明。

### 議長

次に、去る8月23日、議席9番 阿部 一信 委員、農地利用最適化推進委員 の 佐々木 剛 推進委員、及び、鈴木 伸 推進委員 が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、鈴木 伸 推進委員 から報告願います。

### 鈴木 伸 推進委員

事務局説明の4案件について、去る8月23日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

4件の詳細は事務局説明のとおりであり、労力不足や財産処分による売買や贈与するものであり、審査基準である全部効率要件や地域調和要件を勘案しますと特に問題ないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号10番から番号11番までの2案件について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第3区の番号10番は、栗駒地区の 田 2筆 2, 451㎡、

番号11番は、栗駒地区の 田 1筆 279㎡、いずれも所有権移転売買の2案件を説明。

### 議長

次に、去る8月23日、議席6番 菅原 勝宏 委員、農地利用最適化推進委員 の 佐藤 東一 推進委員、及び、山田 善太郎 推進委員 が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 東一 推進委員 から報告願います。

### 佐藤 東一 推進委員

事務局説明の3案件について、去る8月23日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

2件の詳細は事務局説明のとおりであり、経営規模拡大や相手方の要望による売買するものであり、審査基準である全部効率要件や地域調和要件を勘案しますと特に問題ないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

### 議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 について、の  
番号1番から番号11番までの11案件について、原案のとおり許可することに賛成の  
委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

### 議長

挙手多数であります。

よって、日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 について、の  
番号1番から番号11番までの11案件については、原案のとおり許可することに決定  
いたしました。

## 議長

日程第7、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号7番までの7案件、について審議いたします。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

番号1番は、所有権移転売買の案件で、築館地区の 田 1筆 332㎡を住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は第2種農地。また、雨水の排水計画も妥当であることを説明。

番号2番は、築館地区の 田 1筆 42㎡、

番号3番は、築館地区の 田 1筆 113㎡を業務用地として転用し、資材置場への通路を拡幅して使用するものであります。

農地区分は第1種農地ですが、既存敷地の拡張要件により不許可の例外規定に該当する。また、雨水の排水計画も妥当であることを説明。

令和4年6月に農業振興地域整備計画から除外となった農地です。

番号4番は、所有権移転売買の案件で、高清水地区の 畑 1筆 755㎡を住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は第1種農地ですが、集落接続要件により不許可の例外規定に該当する。

また、雨水の排水計画も妥当であることを説明。

番号5番は、賃貸借権設定の案件で、高清水地区の 田 1筆 3,515㎡を業務用地として転用し、農業用施設を建築造成するものであります。

農地区分は農振農用地に該当しますが、農業用施設建築のため、例外規定に該当する。また、雨水の排水計画も妥当であることを説明。

令和4年4月に農業振興地域整備計画における用途区分の変更となった農地です。

なお、令和4年9月開催の宮城県常設審議委員会において意見聴取する案件となります。

番号6番は、使用貸借権設定の案件で、高清水地区の 畑 1筆 1,692㎡のうち 339.76㎡、

番号7番は、使用貸借権設定の案件で、高清水地区の 畑 1筆 1,097㎡のうち 618.99㎡を業務用地として一時転用し、工事に伴う資材置場を造成するものであります。

農地区分は第1種農地に該当しますが、1年間の一時転用のため、不許可の例外規定に該当する。また、雨水の排水計画も妥当であることを説明。

以上、7案件が許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席10番 曾根 金雄 委員から報告願います。



## 曾根 金雄 委員

報告いたします。去る8月22日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

7件の詳細は事務局説明のとおりであり、

番号1番は、住宅の建築用地で、転用で周辺に与える影響もないようであり、特に問題がないものと判断しました。

番号2番、3番は、業務用地の拡張で、転用で周辺に与える影響もないようであり、特に問題がないものと判断しました。

番号4番は、業務用地の拡張で、転用で周辺に与える影響もないようであり、特に問題がないものと判断しました。

番号6番、7番は、工事に伴う一時転用で、転用で周辺に与える影響もないようであり、特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号8番から番号11番までの4案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号8番は、所有権移転売買の案件で、若柳地区の 畑 1筆 31㎡を住宅用地として転用し、進入路を造成するものであります。

農地区分は第2種農地。また、雨水の排水計画も妥当であることを説明。

番号9番は、所有権移転贈与の案件で、若柳地区の 畑 1筆 184㎡、

番号10番は、所有権移転贈与の案件で、若柳地区の 畑 1筆 257㎡を住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は第2種農地。また、雨水の排水計画も妥当であることを説明。

番号11番は、所有権移転売買の案件で、志波姫地区の 畑 2筆 255.39㎡を住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は第1種農地ですが、集落接続要件により不許可の例外規定に規定該当する。また、雨水の排水計画も妥当であることを説明。

以上、4案件が許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。  
それでは、議席9番 阿部 一信 委員から報告願います。

## 阿部 一信 委員

報告いたします。去る8月23日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。  
4件の詳細は事務局説明のとおりであり、  
番号8番については、進入路の拡張で、転用で周辺に与える影響もないようであり、特に問題がないものと判断しました。  
番号9番から11番については、住宅の建築用地で、転用で周辺に与える影響もないようであり、特に問題がないものと判断しました。  
以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。  
次に、第3区の番号12番から番号13番までの2案件、について審議いたします。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第3区の番号12番は、所有権移転売買の案件で、栗駒地区の 田 1筆 2,409㎡を業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置するものであります。  
農地区分は第2種農地。また、雨水の排水計画も妥当であることを説明。  
番号13番は、所有権移転売買の案件で、栗駒地区の 田 1筆 232㎡を住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであります。  
農地区分は第3種農地。また、雨水の排水計画も妥当であることを説明。  
以上、2案件が許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。  
それでは、 それでは、山田 善太郎 推進委員 から報告願います。

## 山田 善太郎 推進委員

報告いたします。去る8月23日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

2件の詳細は事務局説明のとおりであり、

番号12番は、現地確認すると隣接農地は既に太陽光発電施設が設置されており、その間に挟まれた土地でした。これをもって周辺に与える影響もないようであり、転用許可には特に問題がないものと判断しました。

番号13番は、住宅の建築用地で、転用で周辺に与える影響もないようであり、特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか

—「討論なし」の声—

## 議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

## 議長

挙手多数であります。

よって、日程第7、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

## 議長

日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から4番までの4案件を審議いたします。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 2筆 4, 619㎡、所有権移転売買の1案件、  
番号2番は、築館地区の田 4筆 3, 199㎡、新規の賃貸借権設定の1案件、  
番号3番は、高清水地区の田 1筆 462㎡、所有権移転売買の1案件、  
番号4番は、一迫地区の田 2筆 6, 086㎡、所有権移転売買の1案件、以上、4  
案件を説明。

### 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長

質疑なしと認めます。  
次に、第2区の番号5番から10番までの6案件を審議いたします。  
それでは、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第2区の番号5番は、若柳地区の田 1筆 575㎡、  
番号6番は、若柳地区の田 43筆 54, 099㎡、  
番号7番は、若柳地区の田 20筆 23, 907㎡、  
番号8番は、若柳地区の田 1筆 1, 023㎡、  
番号9番は、若柳地区の田 3筆 2, 949㎡、新規の賃貸借権設定の5案件。  
番号10番は、志波姫地区の田 12筆 31, 548㎡、新規の賃貸借権設定の1案  
件、以上6案件を説明。

### 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号11番から12番までの2案件を審議いたします。  
それでは、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第3区の番号11番は、鶯沢地区の田 1筆 126㎡、所有権移転売買の1案件、  
番号12番は、鶯沢地区の田 1筆 107㎡、新規の賃貸借権設定の1案件、以上、  
2案件を説明。

### 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。  
次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

### 議長

討論なしと認めます。これより採決を行います。

日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号1番から12番までの  
12案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

### 議長

挙手多数であります。

よって、日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号1番から12  
番までの12案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

### 議長

日程第9、議案第4号 農用地利用集積計画変更について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案  
件がありますので、審議を行います。

第1区の番号1番から6番までの6案件を審議いたします。

議席1番 佐々木 栄夫 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時29分) (1番 佐々木 栄夫 委員 退席)

### 議長

会議を再開します。(午後2時29分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

今回の変更は、当初の借受人が後継者へ経営移譲するため、権利を後継者へ移転するものであります。

第1区の番号1番は、築館地区の田 2筆 3, 801㎡、

番号2番は、築館地区の田 3筆 5, 296㎡、

番号3番は、築館地区の田 21筆 28, 607㎡、

番号4番は、築館地区の田 15筆 16, 437㎡、畑 2筆 3, 873㎡、合計20, 310㎡、

番号5番は、築館地区の田 5筆 13, 733㎡、

番号6番は、築館地区の田 3筆 8, 805㎡、以上、6案件を説明。

### 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

### 議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第4号 農用地利用集積計画変更について、第1区の番号1番から6番まで原案を承認することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

## 議長

挙手多数であります。

よって、日程第9、議案第4号 農用地利用集積計画変更については、第1区の番号1番から6番まで原案を承認することに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、佐々木 栄夫 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時31分) (1番 佐々木 栄夫 委員、着席)

## 議長

会議を再開いたします。(午後2時32分)

## 議長

それでは、会議開始から1時間以上経過したので、午後2時40分まで、休憩といたします。

(暫時休憩：午後2時30分から2時40分まで)

## 議長

休憩中の会議を再開いたします。(午後2時40分)

それでは、事務局から説明いたします。

## 議長

日程第10、議案第5号 非農地証明願について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号3番の3案件、を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 2筆 1,012㎡、畑 1筆 341㎡、合計1,353㎡、願出地は、平成13年頃に労力不足で耕作できなくなり山林化が進み現在に至るもので、農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、

番号2番は、築館地区の畑 1筆 865㎡、願出地は、昭和28年頃に労力不足で耕作できなくなり山林化が進み現在に至るもので、農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、

番号3番は、一迫地区の畑 1筆 118㎡、願出地は、昭和55年頃に畜産業を廃業してから山林への作業道として利用しており、農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、以上、3案件を説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。  
それでは、鎌田 英利 推進委員 から報告願います。

## 鎌田 英利 推進委員

報告いたします。去る8月22日に4名にて、書類確認及び現地確認を行いました。  
3件の詳細は事務局説明のとおりであり、  
番号1番の件は、山林化が進み、今後農地への復旧は困難であると判断しました。  
番号2番の件は、山林化が進み、今後農地への復旧は困難であると判断しました。  
番号3番の件は、山林の進入路として利用され、今後農地への復旧は困難であると判断しました。  
以上、3案件とも問題なしと判断しました。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。  
次に、第2区の番号4番の1案件、を審議いたします。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号4番は、金成地区の畑 1筆 467㎡、願出地は、昭和60年頃から住宅とその敷地として利用しており、農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件を説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。  
それでは、それでは、佐々木 剛 推進委員 から報告願います。

## 佐々木 剛 推進委員

報告いたします。去る8月23日に4名にて、書類確認及び現地確認を行いました。  
詳細は事務局説明のとおりであり、  
番号4番の件は、住宅とその敷地として利用しており、今後農地への復旧は困難である



と判断しました。

以上、問題なしと判断しました。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

#### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

#### 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

#### 議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第5号、非農地証明願について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

#### 議長

挙手多数であります。

よって、日程第10、議案第5号 非農地証明願は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

#### 議長

日程第11、議案第6号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、を議題いたします。

それでは、番号1番から27番までの27案件について、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

#### 事務局

番号1番は、瀬峰地区の田 6, 813㎡、地目は、登記現況とも田、

番号2番は、瀬峰地区の田 2, 119㎡、地目は、登記現況とも田、

番号3番は、瀬峰地区の田 264㎡、地目は、登記は田、現況は原野、

番号4番は、瀬峰地区の田 1 2, 1 8 6 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号5番は、瀬峰地区の田 6 4 1 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号6番は、瀬峰地区の田 7 5 5 m<sup>2</sup>、地目は、登記は田、現況は山林、  
番号7番は、瀬峰地区の田 1, 2 9 6 m<sup>2</sup>、地目は、登記は田、現況は山林、  
番号8番は、瀬峰地区の田 2, 8 6 6 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号9番は、瀬峰地区の田 2, 4 1 6 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号10番は、瀬峰地区の田 1 2 4 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号11番は、瀬峰地区の田 2, 4 5 2 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号12番は、瀬峰地区の田 2, 7 5 0 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号13番は、瀬峰地区の田 2 5 6 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号14番は、瀬峰地区の田 1, 4 1 7 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号15番は、瀬峰水地区の田 3 0 0 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号16番は、瀬峰地区の田 2 8 8 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号17番は、花山地区の田 4, 1 4 1 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号18番は、花山地区の田 9 2 3 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号19番は、花山地区の田 1, 4 2 5 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号20番は、花山地区の田 4, 4 5 8 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号21番は、花山地区の田 1, 7 2 7 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号22番は、花山地区の田 1, 3 7 7 m<sup>2</sup>、地目は、登記は田、現況は雑種地、  
番号23番は、花山地区の田 9 3 9 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号24番は、花山地区の田 4, 4 6 5 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号25番は、花山地区の畑 4 9 8 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号26番は、花山地区の田 2, 9 2 4 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号27番は、花山地区の田 3 7 7 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、以上、27案件を  
説明。

### 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

### 議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。  
討論ありませんか

—「討論なし」の声—

### 議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第6号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、原案のとおり決定することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

**議長**

挙手多数であります。

よって、日程第11、議案第6号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断については、原案のとおり、決定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。(午後2時56分)

## 議長

会議を再開いたします。(午後3時00分)

それでは、日程第12、議案第7号 会長の互選を行います。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 小野寺事務局長

栗原市農業委員会互選規程により、内容を説明。

会長職務代理者が互選管理人となる。

## 互選管理人

日程第12、議案第7号 会長の互選を行います。

ただいまの出席委員は、21名であります。

定足数に達しておりますので、ただちに、互選会を開きます。

互選は、投票あるいは、指名推薦、いかなる方法で行ったらよろしいか、お諮りいたします。

—「はい」の声あり—

## 互選管理人

議席22番 大場 裕之 委員。

## 大場 裕之 委員

委員の意見がなければ指名、推薦の方法によることができとなっておりますが、立候補者が何人いるか、また、推薦を確認していただき、複数であれば投票、一人であれば、その方を審議するという方法ではいかがでしょうか、皆さんにお諮りいただきたいと思っております。

## 互選管理人

ただ今、議席22番 大場 裕之 委員から、発言がありました。

立候補、または推薦をしていただき、複数であれば投票、一人であればその方を審議するというところで進めたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

—[異議なし]の声—

## 互選管理人

ご異議なしと認めます。

よって、互選の方法は、立候補あるいは推薦とし、複数であれば投票、一人であればその方を審議することに決定しました。

それでは、立候補する方ございますか。自薦、推薦どちらでもかまいません。

—「はい」の声あり—

#### 互選管理人

議席16番 狩野 善典 委員。

#### 狩野 善典 委員

議席16番 狩野 でございます。

職務代理者の 吉田 優俊 委員を会長に推薦したいと思えます。

#### 互選管理人

ただ今吉田優俊委員が推薦されましたが、他に立候補あるいは推薦はございませんか。

— [なし] の声 —

#### 互選管理人

なしと認めます。

ただ今、議席16番 狩野 委員から、私吉田優俊を会長に推薦との発言がございました。

立候補または推薦された者が一人です。よって被推薦者である吉田優俊を、会長の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

— [異議なし] の声 —

#### 互選管理人

ご異議なしと認めます。

よって、議席23番 吉田 優俊 委員が、栗原市農業委員会会長の当選人に決定いたしました。

なお、会長は、一般社団法人宮城県農業会議定款第6条第4項第1号により、宮城県農業会議の普通会員として会議等に出席することになりますので、あわせてご報告いたします。

それでは、これを持ちまして、互選管理人の職務を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

暫時休憩いたします。(午後3時04分)

#### 小野寺事務局長

それではここで、新会長からご挨拶をお願いいたします。

## 吉田 優俊 会長

ただ今は、皆様方の賛同によりまして、会長の当選人とさせていただきました。  
身の引き締まる思いをいたしております。

令和5年7月23日までの残任期を委員の方々はもちろん、委員皆様ならびに職員の皆様と精一杯職務を尽くす覚悟でございます。皆様のご支援・ご協力をお願い申し上げ、簡単ではございますが、御礼の挨拶と着任の挨拶といたします。

よろしくお願ひいたします。

## 会長

それでは、会議を再開いたします。(午後3時06分)

会長職務代理者が欠員となりましたので、ただちに、追加提案として、会長職務代理者の互選を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

— [異議なし] の声 —

## 会長

追加日程、日程第13、議案第8号 会長職務代理者の互選を行います。  
それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 小野寺事務局長

栗原市農業委員会互選規程により、内容を説明。  
会長職務代理者の互選は、会長が互選管理人となる。

## 会長

日程第13、議案第8号 会長職務代理者の互選を行います。  
ただちに、互選会を開きます。

互選は、投票あるいは、指名推薦、いかなる方法で行ったらよろしいか、お諮りいたします。

— 「はい」 の声あり —

## 会長

議席17番 佐々木 耕太郎 委員。

## 佐々木 耕太郎 委員

会長職務代理者の互選でございますが、1区から推薦したいと思います。  
よろしくお願ひいたします。

会長

他にございませんか。

—「はい」の声あり—

会長

議席6番 菅原 勝宏 委員。

菅原 勝宏 委員

会長職務代理者の互選でございますが、慣例により、会長職の所属の区以外の1区と2区から選出することとし、各区で推薦し両区で話し合うことでいかがでしょうか。よって2区からも推薦したいと思います。

よろしく願いいたします。

会長

ただ今、議席17番 佐々木 耕太郎 委員、議席6番 菅原 勝宏 委員から、それぞれの区で推薦し両区で話し合う、という意見がありましたが、これにご異議ございませんか。

—[異議なし]の声—

会長

それでは、1区と2区それぞれの区で被推薦者を決め、話し合いをお願いいたします。  
暫時休憩いたします。(午後3時08分)

会長

それでは、会議を再開いたします。(午後3時17分)

それでは、1区ならびに2区の話し合いの結果を報告願います。

—「はい」の声あり—

会長

議席17番 佐々木 耕太郎 委員。

佐々木 耕太郎 委員

両区で話し合いました結果、1区、2区それぞれ別に推薦するとの結論に至りましたので、1区からは、議席22番 大場 裕之 委員を会長職務代理者に推薦いたします。

よろしく願いいたします。

**会長**

他にございませんか。

—「はい」の声あり—

**会長**

議席2番 佐藤 勝 委員。

**佐藤 勝 委員**

2区からは、議席3番 熊谷 ゆり 委員を会長職務代理者に推薦いたします。  
よろしく願いいたします。

**会長**

他にございませんか。

— [なし] の声 —

**会長**

なしと認めます。

ただ今、議席2番 大場 裕之 委員、議席3番 熊谷 ゆり 委員、の2名をそれぞれ推薦するとの表明がありましたが、ほかにありませんか。

—「なし」の声—

**会長**

なしと認めます。

それでは、被推薦者が2名となりましたので、投票による互選といたします。

ただ今から、会長職務代理者の互選を投票で行いますが、準備のため暫時休憩いたします。(午後3時20分)

( この間 投票準備 )

**会長**

休憩時間を利用して、被推薦者2名から挨拶をいただきたいと思います。

それでは、大場 裕之 委員からお願いいたします。(大場 裕之 委員、所信表明)

次に、熊谷 ゆり 委員からお願いいたします。(熊谷 ゆり 委員、所信表明)

**会長**

互選会を再開いたします。(午後3時26分)



会長職務代理者の互選の方法は、栗原市農業委員会互選規程第6条の規定により、単記無記名投票で行ないます。

議場の入り口を閉鎖します。

## 事務局

[議場 閉鎖]

## 会長

ただ今の出席委員は、21名であります。

当選人を決定するにあたっては、栗原市農業委員会互選規程第12条の規定により、「有効投票の最多数を得た者を当選人とする。得票数が同数の場合は、くじにより決定する。」ことになっております。

それでは、ただ今から投票を行います。開票立会人には、議席1番 佐々木 栄夫 委員、議席2番 佐藤 勝 委員の2名を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

## 会長

ご異議なしと認めます。

よって、開票立会人には、議席1番 佐々木 栄夫 委員、議席2番 佐藤 勝 委員の両名を指名いたします。

投票用紙を配布させます。

## 事務局

[投票用紙 配布]

## 会長

投票用紙の配布漏れはありませんか。

—「なし」の声—

## 会長

配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

## 事務局

[投票箱 点検] 投票箱の中を委員に見えるように会場を回る。

## 会長

異常なしと認めます。

念のために申し上げますが、投票は単記無記名でございます。

点呼に応じて順次、記載台におきまして、投票用紙の公印の下の投票用紙と書かれている空欄に被選挙人の氏名を記載し、投票をお願いいたします。

只今から、投票を行います。

事務局から一人ずつ点呼を行いますので、記載台で投票用紙に記載の上、投票をお願いいたします。

## 事務局

[点呼] 議席 1 番 佐々木 栄夫 委員～2 2 番 大場 裕之 委員、最後に吉田会長

## 委員

[投票] (最後に、議長(会長)が、自席で記載し投票する。)

## 会長

投票漏れはありませんか。

—「なし」の声—

## 会長

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

## 会長

開票を行います。

議席 1 番 佐々木 栄夫 委員、議席 2 番 佐藤 勝 委員は、開票の立会いをお願いいたします。

## 事務局

[開票] 得票記入用紙を議長へ報告

## 会長

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 2 1 票、うち有効投票 2 1 票、

有効投票のうち、

議席 2 2 番 大場 裕之 委員 1 2 票、議席 3 番 熊谷 ゆり 委員 9 票。

よって、有効投票の最多数を得た者である、議席 2 2 番 大場 裕之 委員を会長職務代理者の当選者と決定いたしました。

## 会長

議場の閉鎖を解きます。

## 事務局

[議場 開鎖]

## 会長

議席 22 番 大場 裕之 委員が会長職務代理者に当選いたしましたので、告知します。  
おめでとうございます。

それでは、新会長職務代理者から、ご挨拶をいただきたいと思います。

## 大場 裕之 会長職務代理者

改めてご挨拶を申し上げます。

ただ今の結果を聞きながら大変緊張しておりますとともに、非常に重責を感じております。

会長を補佐しながらまた、皆様のご協力をいただきながら農業委員会の活動を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は大変ありがとうございました。

## 会長

ありがとうございました。どうぞ、よろしく願いいたします。

## ※議席の変更

大場 裕之 職務代理者 議席 23 番へ  
議席 22 番は、欠員とする。

## 会長

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和 4 年 第 8 回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦勞様でした。

< 午後 3 時 45 分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員